

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁵¹〕法人税その⑤

新型コロナウイルス感染症に関連する 税務ポイント“第三弾”

1. 賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合

Q コロナ過で経営状態が悪化している企業から「賃料負担が大変だから、賃料を相当期間引下げて」と、切なる声が寄せられています。そこで、テナント救済のための賃料減額等に関する税務上の取扱いを教えてください。

A 企業が、賃貸借契約を締結している取引先等に対して賃料の減額を行った場合、その賃料を減額したことに合理的な理由がなければ、減額前の賃料の額と減額後の額との差額については、原則として、相手方に対して寄付金を支出したのものとして税務上取扱われることとなります（法人税法22条3項、4項、同法37条）

しかしながら、新型コロナウイルスの影響による賃料の減額については、一定の条件を満たしていれば「合理的な理由」にあたるので、減額した分の差額は、寄付金として課税されることはありません。合理的な理由となる条件は次の3つです。

取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、または困難となるおそれが明らかであること

賃料の減額が、取引先等の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること

賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間）内に行われたものであること

また、取引先等に対してすでに生じた賃料の減免（債権の免除等）を行う場合についても、同様に取扱われます。なお、賃料の減免を受けた賃借人（事業者）においては、減免相当額を受贈益が生じることになりますが、この場合であっても、事業年度（個人の場合は年分）を通じて、受贈益を含めた益金の額（収入金額）よりも損金の額（必要経費）が多い場合には課税が生じることはありません。

この取扱いはテナントだけでなく、居住用物件や駐車場などの賃貸借契約についても同様に適用されます。

〔参考〕

法人税基本通達9-4-6の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）

租税特別措置法関係通達（法人税編）61の4（1）-10の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）

2. 企業がマスクを取引先等に無償提供した場合

Q 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、関連する子会社や下請け業者などの取引先にマスクを無償で提供する予定です。このようなマスクの提供に要する費用は、法人税の取扱い上、寄付金以外の費用に該当するのでしょうか？

A マスク等の無償提供が、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、緊急、かつ、感染症の流行が終息するまでの間に限って行われるものであり、次の条件を満たすものであれば、事業遂行上、必要な経費と考えられますので、その提供に要する費用（マスク等の購入費用、送料等）の額は、寄付金以外の費用に該当しません（法人税法22条3項、4項、同法37条）。

提供を行う取引先等において、マスクの不足が生じていることにより業務の遂行上、著しい支障が生じている、又は今後生じるおそれがあること

その取引先等が業務を維持できない場合には、貴社において、操業が維持できない、営業に支障が生じる、仕入れ等が困難になるといった、貴社の業務に直接又は間接的な影響が生じること

新型コロナウイルス感染症の特性により、感染の拡大を防止するためには、マスクや消毒液は欠かせないとされています。マスクや消毒液を入手できないことにより、取引先が業務を維持できず、自社の業務に支障をきたすのであれば、取引先へのマスク等の提供費用は、自社の事業に不可欠な費用と考えられます。

そこで、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、緊急、かつ、限定的に行われるもので、上記及び の条件を満たす場合に限り、法人税の取扱い上、寄付金に該当せず、税務上の損金として計上できる旨を明らかにしています。

なお、その提供先において、無償提供したマスク等が転売されているといった事実がある場合には、必要な経費とは認められませんので、その提供に要する費用は、税務上、寄付金に該当します（法人税法22条3項、4項、同法37条）。

（税制委員会：忠地祐一、杉山良一、木下匡晃
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）